

第2回宮城県教育振興審議会 会議録

令和5年10月4日作成

- 1 会議名 第2回宮城県教育振興審議会
- 2 開催日時 令和5年8月8日（火）午前10時00分から午後12時00分まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎4階 特別会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 5 概要 以下のとおり

(1) 開 会

(2) あいさつ（佐藤教育長）

(3) 議 事（議長：川島会長）

第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）中間案について

資料1から資料4に基づき説明（説明者：熊谷 教育企画室長）

(4) 閉 会

1 開会【司会】

本日は大変お忙しいところご出席を賜り、ありがとうございます。会議に入ります前に本日の会議についてご説明いたします。初めに本日の資料について確認させていただきます。まず次第、出席者名簿、それから座席表、そして本日の説明資料といたしまして、資料1から資料4のほか、次第に記載の参考資料をご用意してございます。不足の資料がございましたら、お知らせいただければと存じます。よろしいでしょうか。次にマイクの使用についてですが、議事録の作成等の観点からマイクを通してのご発言をお願いします。発言がある場合は、担当者がマイクをお渡しいたしますので挙手等にてお知らせ願います。

続きまして会議の成立についてご報告を申し上げます。本日は佐藤健委員、堀田龍也委員、村松敦子委員から所用により欠席される旨のご連絡がありました。本審議会は20名の委員で構成されておりますが、本日は17名のご出席をいただいております。教育振興審議会条例第4条第2項の規定により、過半数の議員が出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、本審議会は情報公開条例第19条に基づき公開とさせていただきますので、ご了承願います。

それではただ今から、第2回宮城県教育振興審議会を開催いたします。はじめに、所属団体の人事異動に伴い、令和5年5月31日付けで委員を辞退されました前仙台市小学校長会会長の田辺泰宏委員、前宮城県

中学校長会副会長の千葉睦子委員、前宮城県高等学校長協会会長の佐々木克敬委員に替わり、令和5年6月1日付で審議会委員お引き受けいただいた3名様をご紹介します。

なお、委員の任期は前任者の残任期間の令和5年6月1日から令和7年1月31日までとなります。本来であれば委嘱状を一人ずつお渡しすべきところではありますが、本日は大変恐縮ではございますが、時間の関係上、机上にお配りさせていただいております。委員をお引き受け頂いた3名様のお名前のご紹介により、委嘱状の交付に代えさせていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、お名前をお呼び致しましたらその場にご起立いただき、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。それでは名簿の順番にご紹介させていただきます。

仙台市小学校長会会長 鎌田康彦委員です。

【鎌田委員】

鎌田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

宮城県高等学校長協会会長 高橋賢委員です。

【高橋委員】

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】

宮城県中学校長会副会長 玉野井ゆかり委員です。

【玉野井委員】

玉野井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして宮城県教育委員会教育長 佐藤靖彦からご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ（佐藤教育長）

宮城県教育長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。第2回宮城県教育振興審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。はじめに委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。2月に開催いたしました第1回審議会におきましては、第2期宮城県教育振興基本計画の進捗状況や見直しの方向性についてご説明させていただき、委員の皆様から幅広いご意見をいただいたところでございます。

その後、いただいたご意見をもとに計画案について検討を進めたほか、6月には地域における教育の現状や課題をお聞きするため、県内5か所で圏域別意見交換会を開催し、各地域における課題やニーズ、参考となる取組、計画素案に対するご意見などをいただいたところでございます。また、今回初めてになりますけれども、中学生や高校生から学校生活に期待することなどについて、圏域別意見交換会で意見発表いただい

たところでございます。その場では、生徒達からは学校で楽しく学べていることに喜びを感じながらも先生方の忙しさを間近に見て、もっと自分たちと向き合う時間をつくって欲しいと思っていること、また、生徒自らが主体となる学校にしたいと考えていて、生徒会活動やイベントそれから主体的に学べる授業を先生と一緒につくっていききたいと思っていることなど、自分たちの言葉で発表いただいたところでございます。県といたしましては、子供たちが主体的に学ぶことができる、楽しい授業を行えるよう、教員が誇りと情熱、使命感を持って働くことができる教育環境をつくっていききたいと改めて思ったところでございます。

本日は、第1回審議会での皆様方のご意見や圏域別意見交換会などの意見を踏まえ、中間案を取りまとめましたので、ご意見を賜りたいと考えております。限られた時間でございますけれども、皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

それでは、今回は令和5年度における初回開催であり、4月の人事異動に伴い、執行部の体制に変更があったことから、県教育委員会の主な出席者をご紹介します。

ただいまご挨拶を申し上げます、宮城県教育委員会教育長の佐藤靖彦です。

副教育長の佐藤芳明です。

同じく副教育長の佐々木利佳子です。

それから本審議会の事務を所管しております、教育企画室長の熊谷香織です。

その他関係課室長が出席しておりますが、配布しております名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、ここからは川島会長に議事進行をお願いしたいと存じます。川島会長よろしくお願いいたします。

—以下議事—

【議長】（川島会長）

皆さんおはようございます。第2回教育振興審議会をはじめさせていただきますと思います。本日の議題ですけれども、次第にございますように1つのみで、「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）中間案について」ということで審議をいたしますが、まず事務局から改定案について説明をいただきます。資料の見方ですが、黄色でマークされた部分が主な改定案の部分になります。

もともとの案自体は、第2期計画を決めた時にしっかりと議論をした上で成立しておりますので、今日は主にその改定された部分に関しまして、委員の先生方から、ご自身の立場やこれまでの経験を踏まえ、このままで良いのか、さらに変更を加えたほうが良いのかといったご意見を、事務局の説明後に賜りたいと思っております。また、後から事務局から説明があると思いますが、今後の予定は結構タイトで、来月辺りにパブリックコメントを行った上で、もう10月に改定案がほぼ確定して答申案の検討に入ります。そういう意味では、今回の会議が唯一、先生方から直接改定案に対するご意見をお聞きする機会になりますので、特にご自身がこだわられていて、大事だと思われることについては、ご発言いただけるようお願いしたいと思います。

では、はじめて参りましょう。まず、事務局から改訂版中間案について説明をお願いいたします。

【説明】（熊谷教育企画室長）

教育企画室の熊谷と申します。第1回審議会のご意見や圏域別意見交換会のご意見を踏まえて中間を取り

まとめております。その内容が資料1のA3版、本編が資料2の冊子となっており、また、これまでいただいたご意見とその反映状況を記載したものが、資料3でございます。それでは、資料1の概要からご説明いたします。

一番上の「第1章 計画の中間見直しに当たって」につきましては、第1回審議会でご説明したとおりでございますが、平成29年3月に策定しました現計画につきまして、近年の動向教育を巡る状況の変化等を踏まえ見直しをすることとし、令和8年度を終期としていたものを、令和10年度まで2年間延長するというようにしております。

「第2章 本件教育の現状」につきましては、人口減少社会の到来など、教育を取り巻く社会の状況のほか、いじめ問題への対応、増加する不登校児童生徒への支援、体力・運動能力の低下、基礎的・基本的な学習内容の定着など、教育の課題についての内容となっております。

「第3章 第2期計画期間中の動向」につきましても、第1回の審議会でご説明したとおりでございますが、本県の教育を巡る状況等について記載しております。

続きまして2ページをご覧ください。「第4章 本県教育の目指す姿」と「第5章 施策の展開」につきましては、計画期間を経過した段階で実現していることを目指す姿を掲げており、内容につきましては、新・宮城の将来ビジョンの方向性や、国の新たな教育振興基本計画のコンセプトを踏まえ、復興の先を見据えた持続的な発展、思いやり、幸福といった要素を加えております。

その下には、本県教育の中核に位置付けております、志教育について記載しております。

また、目指す姿の実現に向けて取り組む5つの目標についても、目指す姿と同様に、新ビジョンなどを踏まえて必要な要素を加えております。

目標の下には本県教育の発展につなげる横断的な視点として、教育デジタルトランスフォーメーションの推進を掲げております。こちらは、今回の見直しに当たり新たに追加した部分でございます。デジタルトランスフォーメーション、DXにつきましては、国の計画でも5つある基本方針の1つになるなど、力を入れて行く方向となり、本県としても推進していく必要があると考えておりますが、関連する取組が多岐に及ぶことから、DXの視点を持ちながら各施策の展開に当たっていくという整理をいたしました。

横断的な視点の下には、目標を達成するために具体的に講じていく基本方向を掲げております。今回の見直しに当たり、不登校児童生徒への支援を軸とした「基本方向8 学びの保障と教育機会の確保」を新たに設け、これまでの10から1つ増やして11の基本方向としております。

不登校の関係は、これまで「基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成」で、いじめ対策と一体的に方向性を示しておりましたが、不登校は問題行動ではなく、多様な機関と連携しながら児童生徒の社会的自立を目指すことが重要であることから、今回、いじめとの切り分けを行ないながら、様々な困難を抱える子供への支援、ICTを活用した学びの保障といった内容をまとめ、1つの基本方向といたしました。

また、基本方向5につきましては、これまで「多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進」としておりましたが、多様な子供たち一人一人を育むという観点から、「可能性を引き出す教育の推進」としております。

続きまして3ページをご覧ください。施策の全体イメージとして、各基本方向と基本方向に含まれる取組、主な目標指標を示しております。各基本方向の中の四角で囲んでいるのは、関連するキーワードになります。また、取組のうち、括弧書きで重点としている取組は、重点的取組として特に力を入れて取り組んでいくものであり、各基本方向に必ず1つ、基本方向の一番はじめの取組とする構成にしております。DXの記載に

については、デジタルトランスフォーメーションの要素を含む取組でございます。

なお、目標1から3、基本方向1から7までは子供に係る取組、目標4と5、基本方向8から11まではそれを支える基盤という整理をしております。各基本方向における見直し内容については、資料2の説明とあわせてご説明いたします。

それでは、資料2の冊子をご覧ください。1ページの「第1章 計画の中間見直しに当たって」では、見直しの趣旨や計画の位置付けなどを記載しております。

2ページからの「第2章 本県教育を取り巻く状況」につきましては、現在の計画の内容を更新してまとめております。

「1 本県教育を取り巻く社会の現状」では、震災からの復興、人口減少社会の到来、グローバル化の進展、そして新型コロナウイルスの感染拡大やデジタル化の進展について記載しております。

また、4ページからは雇用情勢や子供の貧困、家庭環境や地域社会の変化、文化芸術・スポーツへの関心の高まりについて記載し、6ページにはSDGsの推進について記載しております。

7ページからの「2 本県教育の課題」では、いじめ問題への対応のほか、8ページには増加する不登校児童生徒への支援について、9ページには体力・運動能力の低下について記載しております。10ページには基礎的・基本的な学習内容の定着として学力状況について、11ページには英語教育や教育の情報化、12ページには幼児教育、13ページには特別支援教育、14ページには文化財や防災、教員の資質能力、15ページには家庭や地域について記載しているほか、16ページ、17ページには生涯学習、生涯スポーツについて記載しております。

18ページからの「第3章 第2期計画期間中の動向」については、「1 計画期間中の本県教育を巡る主な状況」として、教育機会確保法や新学習指導要領、GIGAスクール構想、6月に閣議決定された国の新たな振興基本計画、大川小学校の最高裁判決を踏まえた学校防災体制、新・宮城の将来ビジョンといった国・県の主な状況変化について記載しております。

また、21ページからの「2 計画の進捗状況」では、毎年度実施している計画の点検・評価を踏まえた進捗状況について、現在の計画の基本方向に沿って6年間の進捗状況の総括と、それを踏まえた今後の方向性を記載しております。

34ページの「3 見直しの概要」については、今回の見直しのイメージを図で記載しております。

35ページからの「第4章 本県教育の目指す姿」については、先ほど資料1でご説明したとおり、現在の目指す姿と計画の目標に必要な要素を加えたほか、37ページにありますとおり、施策の展開に当たっての横断的な視点として、教育DXの推進を新たに加えております。

38ページからの「第5章 施策の展開」ですが「1 施策の全体体系」及び39ページのイメージ図は、先ほど資料1でご覧いただいた内容でございます。

40ページでは、教育DXの推進イメージとして、1人1台端末などの活用や、オンラインでの多様な学びの充実、社会教育や生涯学習でのデジタル技術の活用といった部分を取り上げて記載しております。

41ページからの「2 施策の基本方向」には、各基本方向における方向性と取組内容を記載しております。

「基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成」では、取組の(1)として志教育を記載しており、引き続き重点的に推進したいと考えております。42ページには図を掲載しておりますが、これまで以上に地域とのつながりを意識し、連携・協働体制を強めながら、体験学習や学習活動を展開していく内容としています。

(2)の「命を尊重し思いやりの心を持つ感性豊かな子供の育成」では、道徳教育や心の健康についての知識の習得、コミュニケーション能力の育成、自然体験や文化芸術・読書活動による豊かな心の育成について記載しております。43ページの(3)においては、これまで「いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実」としてきたものを、「いじめへの対応、人権教育の推進」とし、いじめに向かわない心の育成やチーム学校としてのいじめ対策、共生の心を育てる人権教育の推進といった内容にしております。

なお、45ページに記載のように、目標指標についても追加・修正を行う予定であり、多くの指標は継続を予定しておりますが、国の新たな教育振興基本計画も参考に見直しを図ってまいります。現在、目標値は空欄にしておりますが、今後目標値を設定した上でパブリックコメントを実施する予定としております。

続きまして46ページになります。「基本方向2 健やかな体の育成」では、(1)の体力・運動能力において、基本的な生活習慣や運動習慣の確立、ICTの活用も取り入れた学校体育の充実、教員の指導力向上や児童生徒が楽しみながら運動できる機会の創出などを記載しております。47ページには食育の推進について、48ページには学校保健の充実について記載しております。

49ページの「基本方向3 確かな学力の育成」では、(1)の基礎的・基本的な知識・技能の定着において、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、各教科での学びを基盤とした課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力の育成などを記載しております。

50ページの(2)ICTによる学びの充実においては、1人1台端末の活用や、学校間連携による遠隔教育、オンラインでの学習・交流機会の充実、情報活用能力の育成などについて記載しており、今回新たに重点的取組といたしました。また、その下には国際理解教育について、

52ページには、シチズンシップ教育や環境教育について記載しております。

次に54ページの「基本方向4 幼児教育の充実」では、幼児期が人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、(1)として学ぶ土台づくりを記載し、引き続き重点的に推進していくとともに、56ページの(2)の幼児教育の充実において、各地域における幼児教育の体制づくりの支援について追加して記載しております。

57ページの「基本方向5 多様なニーズに対応し可能性を引き出す教育の推進」では、(1)の特別支援教育の推進において、乳幼児期からの支援体制の充実や、各障害・医療的ケア等の相談・支援体制の整備、多様なニーズに対応するための教員研修の充実、多様な学びの場の整備、特別支援学校の狭隘化対策などを記載しております。

58ページの(2)多様性を尊重し共に学び合う教育では、多様な個性や能力を伸ばす教育や、他の基本方向に含まれていた日本語指導を記載することで、多様な子供たちの対応を1つの取組としてまとめております。

続きまして60ページの「基本方向6 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成」では、(1)の官城の将来を担う人づくりにおいて、キャリア教育の充実やグローバル人材の育成などを記載しております。また、61ページには伝統文化の尊重や郷土愛の育成について、62ページにはその下支えとなる文化財について記載しております。

63ページの「基本方向7 命を守る力と共に支え合う心の育成」では、(1)の地域と連携した防災・安全体制において、地域と連携した学校防災体制の構築と、その実効性の確保に向けたマニュアルの策定や教員研修、コミュニティ・スクールを活用した地域の安全・安心の取組の充実などを記載しているとともに、

重点的取組とし、子供たちの命を守る体制づくりを強く打ち出しております。また、64ページには防災・安全教育について記載しております。

68ページになります。新設した「基本方向8 学びの保障と教育機会の確保」では、(1)の社会全体で子供を支援する体制の充実において、全ての児童生徒にとって魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進や、教育相談体制の充実、虐待やヤングケアラーなどの対応に向けた保健福祉との連携強化、多様な主体と連携し児童生徒を中心に据えた支援、ICTを活用した学びの保障といった内容を1つの取組として記載しております。また、68ページには貧困対策や経済的支援などの取組として、学びのセーフティネットの構築について記載しております。

69ページの「基本方向9 安心して楽しく学べる教育環境づくり」では、(1)の魅力ある学校づくりにおいて、学校評価の充実、地域人材や資源を活用した教育の展開、高校教育を取り巻く状況変化に対応した教育改革の推進などを記載しております。

71ページの(2)教員の資質能力の向上と働き方改革の推進においては、教育を支える教員の養成・採用・研修の一体的な充実や、教員確保に向けた魅力発信、校務の効率化・情報化の推進、教員の在校等時間の縮減に向けた取組などを記載しております。また、72ページには学校の施設整備や私学教育の振興について記載しております。

74ページ「基本方向10 家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり」では、(1)の家庭の教育力を支える環境づくりにおいて、家庭教育支援体制の充実や、子育てを社会全体で支える機運の醸成、基本的な生活習慣の確立について記載しております。(2)の地域と学校の連携・協働体制では、地域学校協働活動の推進やコミュニティ・スクールの導入・充実、みやぎ教育応援団などを活用したリアルな体験機会の創出、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保に向けた、学校と地域が一体となった体制整備などについて記載しております。また、76ページには安全・安心な環境づくりについて記載しております。

78ページ「基本方向11 生涯わたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」では、(1)の誰もがいつでもどこでも学ぶことができる環境の充実において、みやぎ県民大学やICTの活用による生涯学習の環境づくり、多様な機関による生涯学習の連携体制づくりについて記載しております。また、79ページには多様な学びによる地域づくり、80ページには文化芸術活動や生涯スポーツ・競技スポーツについて記載しております。

82ページからの「第6章 計画の推進」については、現在の計画の記載を生かした内容としておりますが、83ページの一番下に、今年4月に施行されたこども基本法を踏まえた対応について記載を追加しております。

続いて資料3をご覧ください。計画の中間見直しについて、これまでいただいたご意見と、その反映状況をまとめた資料でございます。4ページまでは第1回審議会でもいただいたご意見、5ページ以降が6月に開催いたしました圏域別意見交換会でもいただいたご意見でございます。今回の圏域別意見交換会では、こども基本法の施行により、施策に子供の意見を反映していくこととされたことから、中高生の方にも参加していただき、意見を発表していただいたところでございます。概要については10ページ以降に記載しておりますが、主体的に学べるような授業づくりをしてほしいといった意見や、教員の働き方改革についての意見をいただいたところでございます。

なお、いただきましたご意見につきましては、この計画だけでなく、今後、各事業の検討にも活用したいと考えております。

最後に、資料4をご覧ください。見直しのスケジュールでございますが、第1回審議会時点から1か月ほど前倒しさせていただいております。答申案をご審議いただく次回の審議会を10月に、答申を11月に頂戴できればと考えております。なお、パブリックコメントにつきましては、本日のご意見を踏まえて中間案を修正し、9月から開始したいと考えています。結果につきましては、次回の審議会へご報告させていただく予定でございます。

議題の説明は以上となりますが、委員の皆様からは、それぞれの立場から忌憚のないご経験を賜りたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長】（川島会長）

どうもありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手の上でご発言いただければと思います。前回のように順番にはなく、意見のある方に意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。誰かが口火を切らないと動きにくいと思うので、まず私が少し発言させていただきます。その間に皆様お考えいただければと思います。

まず1つ大きく気になった点は、多様性の表現が障害を持った方々のところに強く関わる形になっています。ただ、現実的には健常発達の子供たちも含めて、社会全体がものすごく細分化され、1つの価値で人々が同じ方向を向くという社会ではなくなっているのです。そういう意味で全ての子供が多様であることを大前提にしているスタンスを見せる方が良いと思います。要は、皆さん多様性という言葉が結構気持ちよく使われますが、逆に言うと通常の社会からこぼれた人たちのことを指す言葉として使われる傾向もあって、まさに今回の計画案でも多様性という言葉がそこで出てきます。そういう意味では、逆に健常発達の子供たちも多様であって、社会の動向がどう変わってきたか、予測不能になったわけではなくて、社会の価値観が細分化され過ぎて、共通の価値観を持ちづらい社会になったということが、これまでの常識で生きてきた我々には予測不能と見えているだけであって、今の子供たちはその細分化された価値観の中で、自分の価値で生きていますから、そこが多様なわけです。その多様性があるがゆえに、健常発達の子供たちも引きこもりなどフィットしないと見られる行動をしてしまう。全体的に大きな思想の部分で、特に多様性という言葉の使い方に関して、その他の部分にもしっかり出てくるように、もしくは考え方として皆が多様であるということをお前提にして、障害を持っている方、引きこもっている方、いじめをする子供たちが多様だということではないことを、きちんと表現された案になるよう考えていただければというのが1つ目です。

また、DXの活用に関して、授業でどう使うかは、私は協働で使うということが強く表現されていますから良いのですが、教員の働き方改革の部分でDXの活用がしっかりうたわれていないのは抜け落ちている部分だと思います。おそらく現状でDXをどう使うかということで、一番急いでやらなければいけないのは働き方改革で、教員の方々が教育に向ける時間をしっかり確保するために、雑務をDXで肩代わりさせるということ、積極的に前面に出してほしいと思います。そういう意味では、この中間案では働き方改革の中でDXを使って教員が子供と向き合う時間を増やすという表現がないので、そこは加えるべきだろうと考えています。

あと些末なところですけども、子供たちの体力・運動能力を上げるところで、DX活用というのは表に大きく出すのはいかがなものかと。体を動かすことが第一ですから、そこにはフィジカルな運動にDXは入りようがないので、トーンを落とすべきではないかと考えました。私からは以上、まずざっくりと大きなところです。では、皆様どうでしょうか。

【佐藤（純）委員】

佐藤でございます。教えていただきたいことが1件ありました。資料2の41ページの基本方向1の方向性の中にいじめのことについて書いてあり、そこには「いじめに向かわない心を育む」と、それからもう一つは「いじめに向かわない学級・学校づくり」をするということで、この言葉自体も現場としては大変教員の資質が問われるなど思いながら読み進めていきまして、44ページですけれども、その中に再び「いじめに向かわせない学級・学校づくり」に向けてと、「いじめに向かわない」「いじめに向かわせない」という言葉について、どちらをどう選んでいけば良いのか、学校現場の指導者の方が向かわせないという強い思いなのか、「向かわない」と「向かわせない」という言葉の違いについて教えていただきたいと思います。

【議長】（川島会長）

事務局からお願いします。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

41ページの方向性のところで「いじめに向かわない学級・学校づくり」、「いじめに向かわない心を育む」の部分と、44ページでは「いじめに向かわせない学級・学校づくり」と言い方を変えておりますが、この44ページについては、主に教員に対しての研修といった内容で、そういったいじめに向かわせないという強い気持ちを持って学級・学校づくりをすることを強調したいと考え、このような文面といたしました。

【佐藤（純）委員】

私も現場にいて一番思うことは、どうしてこういう初期対応をしてしまったのだろうかとか、その後の保護者や本人への対応について、教職員が大変忙しい中でも人を扱う仕事として、そういう資質が求められている大変重い仕事ではありますけれども、その辺をやはり研修の内容として、単なる表現の違いだけではなく、いじめ問題を重く捉えているという表現にしていただければと思います。ここまで読んでくれる人がいればありがたいのですが、そのように感じましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

そちらの文面につきましては、今後、修文を考えたいと思います。

【議長】（川島会長）

いじめ問題の話が出ましたが、資料1を見ていただくと、いじめの件数が第2章のところであり、やはり令和3年度に跳ね上がって増えてきています。いったん減ったものが戻ってきている。令和4年度のデータも見てみたいところですが、本県にとっては結構重要な課題だと思います。もし、今回このいじめ対策に関するステートメント、文章等について追加でご意見、ご質問あれば先に伺いたいと思います。現場の方からのご意見をお聞かせいただければと。PTAの皆さんからも少しお話があればと思いますが、いかがでしょうか。

【伊藤（宣）委員】

佐藤先生がおっしゃるとおり、学校現場は本当に大変でございます。ただ、私は子供たちの育成の中で、人間という存在がどれだけの価値を持っているのかという価値観の問題について、規範教育というのもありますけれども、その規範を生み出す価値のところを幼い頃から成長に伴って、親御さんがしっかり教えていく、子供が社会参加をしたら社会もさらに教えていく、こういう形の連続性の教育がとても大事だということを私たちは教えられているような気がしています。世の中がどんどん変化していく、でも変わらないものは何だろうか、そういうことを教える。だからいじめを起こさせないとか、そういう言葉ではない、何かそこにそうだよねっていうような、皆がいじめを起こさせないという気持ちは持っているので、その表現はもっと的確にした方が良くと思います。

【議長】（川島会長）

多分、基本方向10の家庭・地域・学校の連携というところにも、伊藤委員が今おっしゃられたようなニュアンスで再びいじめ問題も関わるようコメントが入ってくると、県としてやはりしっかりとフォローしたいという気持ちが伝わるかなと思います。他にいかがでしょうか。では、いじめから少し離れてご自由にご意見を賜ればと思います。いじめの問題でも結構です。

【小澤委員】

特別支援学校長会から参りました小澤でございます。いじめ関係なのですけれども、7ページのところで、「いじめ認知件数が全国平均と比べて大幅に増加しています」という表現があります。グラフを見ましても、明らかに全国の認知件数より宮城県が多いということではございますが、これについては積極的にいじめを認知していくことで、いじめの芽となるところを摘み取って、できる限り早く芽のうちに対応するということでもありますが、認知件数が全国比べて大幅に増加しているという表現がマイナスの評価として捉えているように読み取れるので、その辺りどのような見解であるか確認したいと思いました。そしてこのグラフの平成23年、24年のところからぐんと増えているところで、全国はそれほどでもないのですが、宮城県で増えたのは、大津のいじめをきっかけにした法律が整備されたことについてしっかりと認識をして、それぞれ学校現場で小さいいじめの芽を摘み取って早期対応していこうと、防止的な関りをしてきたということではないかと私は捉えていますがいかがでしょうか。

【議長】（川島会長）

事務局からお願いします。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

我々としましても、いじめを認知することそのものは積極的にやっていくべきと考えており、いじめの認知件数が増えていることが必ずしも悪いという認識ではなく、やはり、きちんと把握することに力を入れていくということでございます。今回、ここに記載したことは事実ということで、大幅に増加していますと書かせていただきましたが、それがいけないことだというニュアンスに取られないように、表現についてはこれから修文、調整したいと思います。

【議長】（川島会長）

他にいかがでしょうか。

【伊藤（宣）委員】

第1章の1ページの中に中間見直しの趣旨がございました。ここの2段落目、3行目の「誰もが生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築に向けて」のところですか。少子化時代に突入してきて、やはり人口動態というのも気になります。宮城に住みたいと思う世界の人々、それから日本全国の人々、そういう人たちがこの宮城に住みたくなる魅力ある宮城づくりということも、私たちは意識していかなければならないと思ったので、魅力あるという言葉をお使いいただければと思いました。

それから家庭教育の問題です。このところ各家庭の現状もだいぶ様変わりしてきています。例えば、小学校の低学年の教員らは、子育てについて親御さんに説話するという場面もとても大事になってきているということで、親御さんの子育てについて支援体制が必要ではないかと思います。親御さんたちというと、働くご両親になってしまっていて、時間に追われて生活しているため、子供たちとの関連性、関係性も非常に希薄になってしまっている。教育においては、やはり親が子供にとって第一義的な存在であるという認識を親御さんにもお持ちいただけるよう、何らかの施策が必要ではないかと強く感じています。

【議長】（川島会長）

事務局から何かあればお願いします。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

魅力ある地域という表現は非常に大事だと思いますので、加えさせていただきたいと思います。また、2つ目にいただきました家庭については、我々も非常に重要だと考えており、今回も幼児教育の充実として基本方向に入っておりますが、やはり幼児期からの教育には家庭との連携が非常に重要だということで、計画の中に書き込ませていただいております。具体的な施策といたしましては、現在取り組んでいる学ぶ土台づくりなどを中心に進めて参りたいと考えております。

【議長】（川島会長）

では他にございますか。

【村上副会長】

東北福祉大学の村上です。特別支援教育に関わる57ページの部分で、先ほど会長からもありましたが、多様なニーズのところ、特別支援教育に関わる領域として可能性を引き出すという言葉が使われています。これは分からなくないし、そのとおりだろうと思いますが、かなり限定された印象を受けてしまっています。何と言い換えたらいかがか今すぐには思い浮かばないのですが、多様なニーズに対応して豊かな育ちとか、子供たちが持っている可能性というよりは、子供たちの横の広がりを持てるような、現実にはすぐに引き出すことが難しい子供たちも存在するわけなので、その部分を横に広がるような、豊かさのような視点を持って示す言葉を使っていただくと良いと思っております。

それに関わりまして、前回も議論したところですけども、そのページの下から2番目の「障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに対応できる」というところで、「教員研修の充実により小学校、中学校及び

高等学校の特別支援教育担当者」と対象が限定されている印象を改めて持ってしまいました。そこで、全ての教員、あるいは教育教員の実践力というように言い換えていただければ、先ほどの豊かさのところとも関連して社会全体で子供たちを育てるという視点として、ここでは提言できるのではないかと思います。

【議長】（川島会長）

事務局からは何かありますか。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

先ほどの可能性を引き出すという言葉につきましては、新たに加えた視点でございます。外国籍児童生徒への日本語指導の関係などがあってこのような表現といたしましたが、今お話しいただいた豊かな育ちであるとか、横への広がりといったフレーズも非常によろしいと、マッチしているのではないかと思いますので、我々の方で受け止めさせていただき、今後文章を考えたいと思います。

また、先ほどお話をいただきました特別支援教育担当者につきましても、もっと広く受け止められるような表現に改めて参りたいと思います。

【議長】（川島会長）

他はどうでしょうか。

【尾坪委員】

宮城県PTA連合会の尾坪と申します。私、気仙沼合同庁舎で行われた意見交換会に参加させていただきました。取組として中学生、高校生の意見発表者を設けたところが非常に良かったと思っております。そこで思うところが2つありまして、まず1点目が人権教育の話になるのですが、これはいじめというところの一括りの中ではなくて、人権というのはまた別な感じだと思っております。44ページにある、いじめへの対応のほう为主軸になっていて、人権教育がサブ的な要素になっているところも見受けられるので、こども基本法にもあるように意見表明権とか、そういうところで表現できればなと思いました。

45ページの目標指標の中でも、下から2番目の「自分と違う意見について考えるのが楽しいと思う児童生徒の割合」というよりも、シンプルに子供たち自身が意見を表明する機会が設けられるかとか、実際学校で意見表明できているのか、その意見が尊重され反映されているのかなど、シンプルなものが分かりやすいのではないかと思います。

それともう1点は、圏域別意見交換会の時に、ほぼ発表者全員が重要課題と考えていたことが教職員の多忙化についてです。働き方改革が社会問題にもなっており、今回71ページからうたっているところですが、ここでも目標指標について73ページの最後にある「学校の業務改善方針や計画を策定している県内教育委員会の割合」というよりも、教職員の方々が以前より時短につながっているとか、多忙化解消につながっているとか、そういうシンプルな目標のほうが良いのではないかと思います。

【議長】（川島会長）

何か事務局からコメントがあればよろしく願いいたします。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

多くの委員の皆様に関域別意見交換会にご出席いただき、大変ありがとうございます。尾坪委員にもご出席いただきましてありがとうございました。

今、お話をいただきました人権教育ですが、こちらにつきましては、確かに意見表明権というものもあると思いましたが、今のところは取組としての括りの関係でこのようにしておりますが、いただいたご意見を反映できることを考えたいと思います。

また指標についてですが、ご指摘の教員の働き方改革のところでもいただきましたが、やはりシンプルでわかりやすい指標は大切だと思いますので、指標の立て方やその後の測り方のところで、あまり負担がかからない方法も必要かと思っておりますので、検討をさせていただきたいと思っております。

教職員の働き方改革については、本当に気仙沼会場で高校生からも先生方がとても大変そうだというお話がございまして、ここに居る課長達も一緒に聞いていたのですが、もう本当に涙が出てくるような意見表明がございましたので、我々としてもそこには力を入れて、冒頭に会長からもお話ございましたが、DXについても教職員の働き方改革には非常に重要だと思っており、もちろんこの計画の中にも盛り込ませていただきましたが、取組の中でもしっかりと対応していきたいと思っております。

【議長】（川島会長）

よろしいでしょうか。では鎌田委員。

【鎌田委員】

学校現場を代表して話をしますけれども、働き方改革を推進するのはとても大事でありまして、現場感覚で言うと、まだまだ学校現場には押印の文化、はんこを押す文化がたくさんあり、こういうものを削減するだけでだいぶ働き方改革は進むのではないかなと思っております。

今回様々な施策がありますけれども、その施策を推進するためには、人的配置がどうしても欠かせないと思っております。いじめ対応、不登校、児童生徒への対応、様々な学力向上も含めて、学校現場もギリギリの所で今やっておりますので、さらに様々な施策を進めるに当たっては、仙台市もそうですけれども、宮城県においてもやはり人的配置の拡充の裏付けがどうしても必要かなと、現場からはそう思っております。

【議長】（川島会長）

事務局から何かあれば。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

今、押印の文化ということでしたけれども、そういった校務関係のDXというのもしっかりと進めていきたいと考えております。また、人的配置につきましては、中々採用のところも厳しいといった状況で、この場で何かというのは難しいのですが、今後、この計画の中でも書かせていただいておりますが、保健福祉分野との連携が重要になってくると思えますし、地域ともしっかりと連携を図っていくということを、この計画だけではなくて、具体的な取組みとしてもしっかりと対応して参りたいと考えております。

【議長】（川島会長）

他いかがでしょうか。

【仲野委員】

仙台大学の仲野です。よろしくお願いします。

資料1の体力・運動能力の低下の図に関連して、前回もスポーツ運動に無関心な児童が増えているということで、いかに関心を持ってもらうかということを検討すべきと発言をしたと記憶しており、この資料1の図が、宮城県の児童生徒の皆さんの体力は全国的に見ると確かに低いかもしれないと、これは確かに事実だろうと思っています。ただ、これは宮城県に限ったことではなくて、全国的にやはり児童生徒の体力は1985年辺りと比較してだいぶ衰えていることは、もう周知の事実だろうと思っています。そこで前回、無関心という話をしましたが、ここには運動が好きな子供と苦手な子供の二極化が進んでいるという表現がされているのですが、おそらくこの苦手な子供というのは、負のスパイラルに落ちて、自信がなくてできない、怖いからできないとかで、周りと比べて自分が劣っているという感情が芽生えて、体を動かすのにも中々心が動かない、だから体も動かないというような、そういうことでどんどん負のスパイラルに入っていくって無関心になっていくと。それをいかにして正のスパイラルに戻していくかということが非常に大事だと思っており、やはり、少しでもできたら周りから称賛されて、それでそうすると、次のステップへと心が動いていく。そして、さらに高いハードルにチャレンジすると、そういうことで徐々に徐々に前向きな取組というのが多分出てくるのかなと。それがひいては、体力向上につながっていくのが理想だと思っています。それで、体力向上は数値ありきではないと僕はずっとと思っています。

なので、やはり体を動かすことが楽しいとか、そういうことに向けて、色々な体験をしてもらう。例えばニュースポーツであったり、軽スポーツであったり、レクリエーション的なスポーツであってももちろん結構です。いきなりスポーツから入ると苦手な子供さんはやはり苦手のままですから、少しハードルの低いところから入っていくのが、今後は宮城県では特に重要なのではと思っています。

資料2の46ページですけど、そこに書いてある方向は全くそのとおりだと思っておりますし、大変賛同しているところで、やはりスポーツの楽しさというものへの意識を変えることが非常に大事で、そのために教員の指導力向上を図りますと。それで、この指導力の向上というのは、多分引き出しをいくつか増やすということだと僕は思っており、要するにスポーツを教えるけど他は難しいではなく、簡単な遊び的なスポーツから、ニュースポーツであるとか、児童生徒さんがやったことがない目新しいものを紹介し、誰でもその体力や運動能力を問わず競い合えるもの、楽しめるものをもっと多く教えることができる教員が増えていけば、非常によろしいのではないかなと。その辺りを具体策として、今後取り組んでいく必要があると思っています。そういう意味では、今回のこの方針は全く賛成ですので、あとは具体策をいかに盛り込んでいくかということかなと思っています。

【議長】（川島会長）

事務局からはいかがですか。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

今お話しいただいたきっかけづくりや、競い合いながら楽しんでやっていくこと、あとは教員の指導力とあったところも非常に重要だと思いますので、今後の取組の中にいただいた意見を反映させて参りたいと考

えております。

【議長】（川島会長）

もし今後可能であれば、運動しなくなったがゆえに体力が落ちているというストーリーはまず間違いないと思うので、なぜ子供たちが運動をしなくなっているか掘り下げられるような、アンケート調査のようなものを考えていただくと、また違った局面で見ることができるかもしれません。もしかすると最初に発言したとおり、運動して体力がある方が良いという価値観がない子供たち、要は、スマホ、タブレットを含め、その社会の中で認められることが唯一の価値観で、それ以外は求めてないという子供たちが増えてきているというようなことが解なのかもしれない、そういった子供たちにも体を動かす体力というのは、全ての基本だということをつかからせてあげるような施策を組むという話になってくる可能性もある。これは将来、次回の目標として、なぜ運動しなくなっているか、子供の心を掘り下げていくようなアンケートができればやってほしいと思い、追加で発言いたしました。他にいかがでしょうか。

【伊藤（秀）委員】

私からは外部の立場ということで意見を述べさせていただき、またご質問をさせていただければと思います。

まず、基本計画の文言がどんどん進化して改善が進んでいて、すごく見やすいと言うか、すくとんと落ちる計画になっていると評価をさせていただきたいと思います。ただ、この総論的な基本計画に対して、現場の先生方はアクションを起こしている、または起こさざるを得ない状況なわけで、先ほどからのいじめの問題も、例えば、ここに書いてあるような方法では良いのですが、実際現場でどのようなアクションを起こしているのかとか、起こしてほしいというような、例えばアクションプランやマニュアルといったものがあるのかどうかをお伺いしたい。

また、64ページの地域学校安全委員会。これは私の近くの学校でも、私のコミュニティ・スクールの委員もやっているものですから、コミュニティ・スクールの中でお話を伺う機会がありました。これも、この間の会議で、46ページの赤の点線で囲まれている箱がありますが、こういった方々に参加していただいているのですが、実際に行動を起こす時の体制図のようなものが提出されたのですが、実際にそこで運用できるのか。というのは、学校の校長先生がトップになるのか、地域コミュニティの代表の方がトップになるのか、行政のいわゆる防災担当部局がトップになるのか、その辺がまだ不安定な状況でないかと思ったものですから、もし体系図、体制図のようなものがあればご紹介していただければと思います。

【議長】（川島会長）

事務局のほうから2点についてお願いいたします。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

最初にお話をいただきました現場の先生方が、これを見て行動に移していただくためのアクションプランということでございますが、大きな意味でのこの計画を実際の行動に移すためのアクションプランという、事業をぶらさげたような形のもの、だいたい3年ぐらいの計画で策定しております。こういった事業をして、こういう目標で頑張りますというものを策定しておりますので、そちらをご覧くださいというのと、具

体的な1つ1つの事業につきましては、例えば今回、授業改善ということもしっかりとやっていきたいと思っておりますので、そういった個別事業であるとか、取組についても、現場の先生方にきちんと分かりやすく行動に移していただけるような仕組みづくりをして参りたいと考えております。

2つ目の地域学校安全委員会につきましては、体制図ということでございますが、こちらについては担当課長から説明します。

【事務局】（大宮司保健体育安全課長）

地域の体制づくりにつきましては、みやぎ学校安全基本指針、第2次みやぎ学校安全推進計画等である程度の形は示してございます。

今、ご指摘がございましたように、誰がトップになるのか、有事が起きた時にどのようにしてすぐ対応するのかといったことについても、基本的にはそれぞれの委員会の中で、その地域の特性に合わせて、また、市町村でもやり方はそれぞれ違いますので、それぞれに合わせてシステムを組んで、何かあった時にはしっかり対応できるように進めていくように示しております。

ただ、実際のところはコミュニティ・スクール等で、こういった流れを行い、避難訓練等をしているのは40%ぐらいの数字になっておりますので、これからの体制はしっかり進めていく必要があると考えております。

【伊藤（秀）委員】

1つ目のいじめの問題ですが、これは皆さんも最大の課題と思っていると認識しており、初期発見が一番大切だと思うのですが、そこで学校内で収まるものであれば良いけれども、不登校になってしまった子供たちの対策として、例えば先生がどこまで家庭の中に入っていけば良いのかと。私も言っていることが常識的な内容なのか、非常識なことを言っているのかわかりませんが、先生方は家庭訪問として行っていますが、その時にどこまで入れれば良いのか。やはり先生方によって、またはその学校によってそれぞれ判断になるかと思いますが、多分ある程度の対応マニュアルみたいなものがあって、その辺が我々コミュニティ・スクールのメンバーにも分ってもらえれば、地域が代替できるような案件もあろうかと思えます。それで、そういったようなことを出してもらいながら、コミュニティ・スクールの中でいじめ問題をみんなで考えるというスタンスが一番良いのではないかと。そういう意味でも、ぜひ皆に今の課題を公開していただければと思います。

また、2つ目の地域学校安全委員会の話について、この間の会議で出たのですが、学校の校長先生がトップになって、防災体制をやるというのは、実際には転勤により2、3年で異動する立場の人が、地域の防災指導のトップになる体制図になってしまっていること自体、やはり無理があるのではないかと思います。そういったことは現場に任せるのは多分、どこの地域でも不可能だと思っております。できる先生もいらっしゃるかもしれませんが、そういった意味でこの体制図をしっかりと総務系のところで共有していただきながら、しっかり地域の中で決めていくということが最初に行われた中で、学校の中での防災システムを組んでいかないと、我々としても言われても答えようがないということがありましたので、検討いただければと思います。

【議長】（川島会長）

多分2つとも同じ問題があると思いますが、結局現場に合わせてという言葉は非常に便利ですけども、責任の所在が極めて曖昧になっていることを意味しています。要するに、県は責任を取らないというニュアンスがそのまま伝わってしまいます。BCPに相当するところですから、ある程度きちんとしたマニュアルがあって、それを現場でどう変えていくかということに関して、県がきちんと寄り添うことを意識していただき、それを地域に伝えていただきながら寄り添って、最終的に責任はどこにあるかということに県にありますということ、きちんと現場に伝えれば混乱なく動けるだろうなど。多分、今までの行政のやり方だと、マニュアルでは動かないのは分かっているので、現場で考えるようにと。そうすると現場は、現場に責任を投げられたと思って動けなくなりますので、その辺を踏まえて少し柔軟に考え方を切り替えて、実際の地域に寄り添う体制を含めて考えてもらえればと思います。

続いて波多野委員、それから町田委員にこうと思います。

【波多野委員】

宮城県家庭教育支援チームの波多野と申します。よろしくお願いいいたします。議題の流れであっち、こっちと行きますけれども、家庭教育についてお話をさせていただければと思います。

家庭教育支援チーム、学ぶ土台づくりで、圏域ごとに3箇所ぐらい親の学びのプログラムを提供するなどの活動もさせていただく中で、やはり昨今、特に今年度コロナが明けて保護者同士の対話ができるようになってワークショップを展開している中でよく聞こえる言葉が、それぞれの価値観を持った家庭がございますので「子供とどう向き合ったらいいかわからない」、「困ったことがあった時にどう相談したらいいかわからない」という声もたくさん聞こえてきます。その中で一番多いのが、基本的な生活習慣、早寝早起き朝ごはん、プラスでメディアとの付き合い方というところでした。やはり教育DXで1人1台端末となり、上の兄弟が使っていると下の兄弟も使いたくなる。その時に依存的な行動を起こす幼児が多くなってきていて、取り上げると怒る、泣いてしまう子供がいるので、どうしたら良いですかという相談がすごく多くなってきています。なので、子供たち一人一人の可能性を広げる教育DXはとても素敵ですけども、やはり使い方、与え方について、きちんと親の教育もしておかないといけないのかなと思います。学生、生徒に関わらず、幼児のうちからそのような学びの場をしっかりと提供したり、指針を示したりすることが早急に必要なのかなと思っております。

例えば、親に対しての教育も、先ほど伊藤先生からお話があったように、親が外での遊びや体力づくりを好まない。もっと言うと、紙飛行機を飛ばしましょうという時に、親が紙飛行機を折れない時代になっている。それでその親御さんが子供の頃、どんな遊びをしたのかというと、カードゲームとテレビゲームで遊びましたという人が今親になっているので、どんなに五感を育てるような教育を幼児期からしましょうと言っても、親世代ももう分からない世代になってきているということに驚くとともに、そこにソフトチェンジをしながら教育というものをもう一度考えていかなければいけないと思いました。

なので、今回のこの改定は、すごく見やすく使いやすく良いなと思いつつも、視点としてもう少し、子供たち、それから子供を育てる親たちのための指針があると良いと思います。時代に合わせてそういう方向に動かないと、これだけではまた2年後、3年後にこれでは遅いよねということになり得るような気もするので、その辺も見直してもらい、少し文言として入れていただけたら良いのかなと思います。

そこで思ったことが、77ページの基本方向9の目標指標で、朝ごはんを食べるというのは分かるのですが、毎日同じぐらいの時間に寝て起きるとするのは、実際の睡眠時間は何時間取っているのか。毎日2時に

寝て6時に起きますということが、ここでいう目標達成になるということが良いのか、ちゃんと睡眠時間を取っている方が大切なのか、この辺がもう少し変わってくると良いかと思えます。

また、家庭教育支援チームの活動件数については、件数なのか。前回も言いましたが、数字に表せないものの提供というのがあるかと思うので、そのようなところも少し見直していただけると良いのかなど。家庭教育に当たっては、家庭教育支援チームだけではなくやはり地域全体で、先ほど言っていた魅力ある宮城に住む人全部が教育のことに関心を持って、子育てに関心を持って関わっていけるような世の中になるよう、県全体を挙げて宮城は頑張るといような大きなテーマを、県民全体にバンと出していただけると、活動しやすくなるのかなど。大人も学び、生涯学習にもなるのかなどと思いました。

【議長】（川島会長）

何か事務局のほうからあれば。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

幼児教育の重要性や親への支援といったようなものについては、これまでの様々な意見交換でもご意見をいただいたところであり、非常に重要だと思っておりますので、まずそこがきちんとしていないと、義務教育でのお子さんにもつながっていかないと思っております。今後、これまでもやってきておりますが、保健福祉分野との連携などについて、計画上の文言にどういうふうに入れ込めるか、これから調整をさせていただきたいと思えます。

また指標についてですが、そこも工夫をしてみたいと思えます。同じぐらいの時間に寝ている児童の割合というところについて、これまでは時間を入れていたのですが、時間を決めてしまうのもいかなものかということで、同じぐらいの時間という指標にしようと思ったのですが、今いただいたご意見のように、確かに遅い時間に毎日寝るといのが良いという誤解をさせてしまうという可能性もあると思いましたので、こちらについても考えていきたいと思えます。

この教育振興基本計画でございますが、やはりこれからの宮城を担っていく子供たちの計画でございますので、本当に魅力ある地域に宮城がなっていけるよう、そういった人材も輩出していけるような内容にしたいと考えておりますので、この計画の内容を周知していくことについても、しっかり対応していきたいと思えます。

【議長】（川島会長）

追加で、やはり家庭での過度なICTの利用を抑制するというニュアンスがどこかに入ってくると良いと思えます。明らかにネガティブな影響しかないことは分かっていますので、そこは県として一本楔を入れて、全く使わないのは非現実的と言われるから「過度な」の定義がどうかというのはありますが、過度なICTの利用を抑制するという話も入れていただければと思えます。

では次に町田委員をお願いします。

【町田委員】

宮城県高等学校PTA連合会の町田と申します。

資料3の12ページに、「生徒から見ても先生はいつも忙しそう」とありますが、こういうのは親の意見

だとずっと思っていたので、子供もちゃんと見ているのだなというのが今日一番印象的です。こう思わせてしまうのは、私たち保護者の家庭内教育を今一度ちゃんと見直さなきゃいけない時期に来ていると思います。ただし、やはりそれぞれの家庭環境もあり、県でも定期的に講演会などを開いてくれるものの、平日だから仕事を休めずに来られない人が多い中で、どのようにして私たちが伝えていけるかが重要だと思っています。学校でも何かあった時には一斉メールが送られてきますが、家庭内でも情報を伝えてもらうように、「家庭内でも」という言葉を繰り返し使っていくことが大事だと思います。

また、この前、秋の交通安全の会議に出席しましたが、今でも掲示板はすごく効果があるということだったので、家庭内教育についても目につく何かがあっても良いのではないかと思うところです。家庭内教育について本当に考えていかなければならないと、高校PTAとしても思っています。

【議長】（川島会長）

事務局からコメントがあればお願いします。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

家庭教育について、この会議や計画を通じてお感じになっていただいたことは、非常にありがたいと感じております。家庭に対して何かアクションをしていく、支援をしていくことは難しさがありますが、今お話しいただいたように、分かりやすい何かを掲げていくというのも非常に大切だと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

【議長】（川島会長）

旧来から教育の世界では、家庭に踏み込むことはタブーだという考えがありましたが、今回この計画を通して、県としてはもう家庭に踏み込むぞという旗を上げていただくと、現場の教員の方々もやりやすいかと思えます。その辺りに問題意識を持っていて、いざとなれば攻め込むぞというギリギリのところまで攻めていけると良いかもしれません。

では、山田委員お願いいたします。

【山田委員】

山田でございます。企業サイドからお話をさせていただきたいと思えます。

60ページに「宮城の将来を担う人づくり」とあり、この項目自体は大変良いと思えますし、文章も持続的な発展をするための人づくりと入れていただき、この文章自体は特に問題ないと思えます。ただし、62ページの目標値について、先ほどもどなたかおっしゃいましたが、宮城の人づくりにつながるのか、どのくらい効果や実効性があるのか疑問です。現役進学率や新卒卒業者の就職率、県内に就職した割合はもちろん必要だと思いますが、今宮城県内で活躍している人は、必ずしも宮城県からだけではなく、復興と同時に外部から来て活躍している方や、Uターン・Iターンなど色々いると思えます。そういう方も含めた県の発展をどういう指標で見たら良いのか、県の新産業振興課であったり、工業会や商工会であったりと意見交換をしていただいて、どういう指標や目標値が良いのか再度ご検討いただければと思います。

また、不登校について、8ページに本県教育の課題として不登校児童生徒が増えているとあり、課題の1つ目にいじめ、2つ目に不登校、3つ目に体力とあります。通常こういう計画は、最初に課題があれば、そ

の課題への対策と、それに対する目標値という流れになると思います。いじめや体力は分かるのですが、不登校がどこにつながっているのかが分からず、ようやく探して68ページにあるという感じがします。不登校といじめを切り分けたのはすごく良いと思いますが、不登校の対策として、楽しい学校づくりや、社会的自立につなげることが目標になっていると思います。ただし、社会的自立がどういう状態を指すのかがとても分かりにくく、例えば就職したら良いのか、小学校で不登校でも中学校で行けるようになれば良いのか、大学に入れば良いのかなど、どこが最終目標なのかよく分からないというのがあります。難しいのはよく分かっていて、明言しなくても良いのかもかもしれませんが、それでも最初に課題として出しているということは、それに対して施策としてどうするのかを書いた方が良いのではないかと思います。

3つ目は、先ほども何名かの委員からお話があったDXと働き方改革のところですか。目標値の設定の仕方は、例えば企業であれば残業ゼロを目指して、残らないようにするためには電気を消すぐらいのこともしようとしているところも多いです。ですから、どのぐらいの数値目標を立てるのか、残業を何時間削減、何割削減など明確な目標を立てて、それを減らしていくためにはDXに取り組まないといけないという方向にしていただければ良いのではないかと思います。

【議長】（川島会長）

それでは、事務局から3点お答え頂ければと思います。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

最初にいただいた指標のところは、今は県内の就職率などの指標を立てていますが、お話いただいたように中身が大事だということもありますので、知事部局の経済商工観光部とも調整をして、何か良い指標がないか探して参りたいと思います。

2つ目の不登校の関係では、今の計画を修正・更新しているのでこのような章立てになっておりますが、分かりにくいということでしたので、分かりやすくできないか検討して参りたいと思います。また、不登校を最終的にどうしていくかについては、確かに就職をすることや高校に行くことなど分かりやすいものがあると良いと思いますが、社会的な自立をすることについては色々なルートや動きもありますので、明確に示すのは難しいと思います。ただ、我々の方からこういう方法があると示していくことで、不登校のお子さんも先が見えて来ることもあるのではないかと思いますので、そこは工夫して参りたいと思います。

最後のDXに関しては、働き方改革についての指標について、ちゃんと働き方改革に資することが分かる指標を設定していかなくはいけないと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

【高橋委員】

石巻ファームの高橋と申します。スクールソーシャルワーカーを長年しており、その視点からお話しさせていただきます。

先ほどいじめのところを議論していましたが、どうしても違和感があったのは、42ページの「自他の命を大切にし」というところで、生活困窮やシングルマザー、虐待を受けた子供たちがいる中で、この「命を大切にす」という言葉が非常にセンシティブな言葉になってしまい、ここが引き金になり、自分は命を大切にできてないと悲観してしまうという子供たちが結構いらっしゃいます。これはすごく難しい問題だと思いますし、この計画書を誰が目にするのかということにもよると思います。もし大人だけであれば、このこ

とは大事なことです。言葉としてあっても良いと思いますが、今の子供たちに対してはすごくセンシティブな言葉だと感じました。なので、代替の言葉として、例えばSDG sの「誰一人取り残さない社会」など、少しデフォルメしたような言葉がたくさんあり、企業でもSDG sをすごく取り入れていますので、そうした言葉だと良いと思いました。

また、その下のメンタルヘルスリテラシーのところでは、SOSの出し方に関する教育が今小学校からどんどん進められていると思いますが、「必要に応じてSOSを出せる能力」にも違和感があり、「必要に応じてSOSを出しやすい環境」などにニュアンスを変えた方が良いのではないかと思います。付随して「心の健康に役立てようとする態度や能力」となると極端すぎると思いましたので、心の健康に役立てる学びや能力など、態度ではなく学びやスキルに文言を変えると良いのではないかと思います。

先ほど会長もおっしゃっていましたが、多様性という言葉は非常に使いやすいので、何にでも多様性と入れてしまいがちですが、やはり私も特別支援教育など特別な方への多様性ということではなく、ダイバーシティアンドインクルージョンなど、ダイバーシティに公平性というのが今は加わっていて、いじめや不登校、脆弱な子供たちは価値観が違う生き方をしていたりするので、一人一人の価値観を認め合う、価値観の違いを認め合う、尊重し合うということなどが、どこかにあると良いのではないかと思います。

もう1つ、72ページの学校施設のところで、「脱炭素社会の実現」と書いてありますが、ここに脱炭素社会というのは極端すぎると思っており、教育の分野ではSDG sなどに置き換える方が良いのではないかと思います。61ページでは「SDG s等を題材にしながら」となっているので、文言を変えられた方が良いのではないかと思います。ウェルビーイングの向上というのも国の基本方針に入っているので、ウェルビーイングの向上と多様性を絡めて文言に入れていくとマイルドになるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

言葉の使い方については、今いただいたご意見を踏まえて、価値観を認め合うといった言葉も非常に良い言葉だと思いましたので、文章を考えて参りたいと思います。また、1つ1つの文言については、想定される取組などを踏まえて書いているところもあり、先ほどお話しいただいた脱炭素社会など、ある程度取組を想定して書いている文言もありますので、どのように調整できるか事務局の方で考えたいと思います。

【議長】（川島会長）

不登校の話はかなり重要なので、村上先生の方からお話しいただければと思います。

【村上副会長】

福祉大の村上です。先ほどから不登校の問題が議論されており、おそらく内容的には含まれていると思いますが、様々な不登校の発生要因の中の大きなものとして、学校の中での勉強が厳しい子供たちがいることがずっと指摘されています。色々な家庭環境や友達関係、いじめ等の問題もあると思いますが、それと同時に、中々勉強が進まないこと、あるいは勉強が進まないことによって、多様な行動をとることで周りとの関係性が崩れていくこともあります。

発達障害や自閉症スペクトラムと言われるような子供たちも、当然、今小学校、中学校、高等学校に入っています。それも含めて、先ほど「特別支援学校の担当者以外にも」ということを発言させていただきました。

不登校を考える時に、「どのようにして学校に戻ってきてもらうか」、あるいは、「中学校に進んでもらうにはどうしたらいいか」ということはもちろん大事ですが、勉強を含めた学校の中での様々なサポートという視点を抜いてはいけません。今、学校では担任以外の先生方が学習サポートとして入っていますが、その充実についても、特別支援的な発想だけではなく、子供たちが豊かな学校生活を送れる基盤は学習活動の中にあるという視点も踏まえ、不登校に関する調査や評価も含めて検討をいただければと思います。

【議長】（川島会長）

不登校の問題について、この審議会だけではなく社会全体で考える時に、学校に戻ってきてほしいというのが正義に見えるが、本当にそうか。不登校になった子供たちの一番大きな問題点は何かをもっと掘り下げるべきだと思います。私の考えは、やはり孤立だと思います。周りとのつながりが切れることが一番の問題で、学校に行く、行かないということは、その子の価値観の中で正義になるかということ、ならない子がいても当然だと思います。社会が変わる中で、学校に戻すということが本当に正しいことかどうか、今疑問視されているところもありますので、不登校への支援では、居場所やつながりをつくってあげることが支援の中心ということ 키워ワードにし、きちんと居場所があつてつながりがあれば、そのつながりを生かして社会で生きていけるという思想を少し盛り込んで、「居場所」、「つながり」のような言葉が入れば良いと感じました。

そろそろまとめに入る時間です。発言できなかった部分は紙に書いて出せるようになってはいますが、今日発言されていない委員でどなたかいらっしゃいますか。

【黒川委員】

宮城教育大学の黒川です。私の分野は健やかな体や運動の部分になると思いますが、多くは仲野先生にお話しいただいたとおりで、私も同じように考えておりましたので、その辺りは省かせていただきます。

環境整備について、72ページに「老朽化した校舎や」と書いてありますが、ぜひ屋内の運動場だけでなく屋外の運動場も整えていただけるような方向になると良いと思います。やはり、子供たちが外に出て遊ぶには、遊具や環境が整備されていないと校庭で遊ぼうとしないですし、そのような論文もあるので、環境の重要性というのはあると思います。実際、本学が昨年グラウンドを整備するので、東北大学の人工芝のグラウンドを借りて体育を行ったところ、全然動きが違いました。大学生でも、緑の芝だともすごい勢いで走ったりするような状況もあり、多分、小学生、中学生、高校生だと、環境が変わるとずいぶん動きも変わってくるのではないかと思います。

もう1点、健やかな体の部分で、47ページの図の「運動習慣の確立」の隣に「基本的生活習慣の確立」と書かれています。ただし、この基本方向は体力や運動がメインになっていて、生活習慣についてあまり記されていない。よくよく見ると、基本方向10に睡眠時間などの記載があるので、この辺りと上手く連携させた内容が示されるようになると良いのではないかと考えています。

【議長】（川島会長）

事務局から何かあれば発言をお願いします。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

屋外で体を動かすことや遊ぶことは非常に大事な要素だと思いますので、環境整備という面もしっかりやって参りたいと思います。また、最後にお話しいただきました施策間の連動については、基本方向という形にしておりますが、施策間の連動や、効果をお互いに高めながら、しっかりと対応して参りたいと思います。

【議長】（川島会長）

最後、お一方になるとと思いますが、ここで発言しないと目覚めが悪い方がいらっしやいましたらお願いします。

【根来委員】

幼稚園連合会の根来です。目覚めが悪くなるわけではないですが、第6章のところで発言をさせていただきたいと思います。

第6章にPDCAのことが書いてあり、年度のタイミングで評価してチェックするという趣旨のことが書いてあります。そして、2のところでは、学校がこの施策を推進する上で中心的な役割となっておりますが、学校は中心的な役割というよりも実践する場なので、むしろ、先生方一人一人がどのようにこれを捉えてやっているかセルフチェックをし、施策がどのように理解されて実践されているかを学校単位で把握し、市町村の教育委員会なり、各教育事務所なりでまとめていく。先ほど地域コミュニティの話もありましたが、地域によって必要とするものも変わるし、コロナによって育ち方が4、5年前と変わってきており、変わっていく価値観の中で、過去の経験を基に頑張っていく先生方の価値観との整合性を図るためにも、それぞれが自分の価値観と子供の価値観の違いを把握した上で施策をやっていくというセルフチェック的なものがあると、今皆さんとともに議論している内容が生きてくるのではないのかなと思いました。

【議長】（川島会長）

事務局から何かありますか。

【事務局】（熊谷教育企画室長）

確かに我々の事業は、自らがやって効果を図るものよりも、学校の先生にやっていただくものが多いので、評価の在り方について、セルフチェック的な要素を入れ込んでいくのは非常に重要だと思いますので、そういった方法についても今後検討して参りたいと思います。

【議長】（川島会長）

そろそろ良い時間になりました。先ほど申しましたが、見落としたことやさらに気が付いたことがありましたら、ファックスでも結構ですし、メールでも結構ですので、教育委員会の方に送っていただければ、中間案への反映について考えてもらえるとと思います。

ここまで議論して参りましたが、今後、本日の会議を踏まえて中間案の修正がなされ、パブリックコメントを行って最終案が我々に提示されるということですので、修正の内容に関しては時間の関係もありますので、事務局と私の方に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきたいと思います。

本日本日予定していた議事については以上でございますが、次回が答申に向けた最後の審議会になりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは事務局にマイクをお返しします。

【司会】

本日は貴重なご意見をいただき、どうもありがとうございました。川島会長からもお話いただきましたが、お時間の都合でお話いただけなかったご意見等がございましたら、電子メールなどで事務局宛にご送付いただければ幸いです。

最後に、次回の審議会の日程ですが、先程ご説明申し上げましたとおり、10月を予定しております。詳細な日程につきましては、川島会長と相談させていただき、事務局からできるだけ早くご連絡したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第2回宮城県教育振興審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。